

介護予防・日常生活支援総合事業における 基準緩和型サービスについて

【基準緩和型 訪問サービスの概要】

基準緩和型 訪問サービスとは

介護予防訪問介護相当サービスの人員・設備・運営の基準から「人員に関する基準」について緩和し、訪問型サービスとして「生活援助」に限りサービス提供できるようにする。

緩和する人員基準①（従事者の資格の緩和）

資格を持っていない方（高齢者や主婦等）を対象に、市で実施する独自研修によって「つくば市生活支援サポーター」を養成し、訪問型サービスを行えるようにする。

緩和する人員基準②（人員配置の緩和）

介護予防訪問介護相当サービス事業所と一体的に運営することにより、管理者・サービス提供責任者を兼務することが可能となり、実質の人員としては従事者を確保することで、無理なく事業参入・運営を行えるように緩和した人員配置基準とする。

実施の目的

生活援助については新たな担い手によるサービス提供が行われ、有資格者は有資格者のみが行える身体介護業務に比重を移していくことにより、訪問介護サービス事業所はもとより、介護サービス全体の人材確保につながるような仕組みを構築する。

訪問型サービスについて

| | 介護予防訪問介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|--------|---|--|
| 目的 | 利用者が可能な限り居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活全般にわたる支援を行うことにより、生活機能の維持又は向上を目指す | 利用者が可能な限り居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助等の自立支援に資する訪問サービスを提 供することにより、生活機能の維持又は向上を目指す |
| 運営主体 | 訪問介護事業所 | 訪問介護事業所 |
| サービス内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護 ・ 生活援助 ・ 身体介護＋生活援助 <p>※活動内容は訪問介護の範囲内で通院等乗降介助は対象外</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>生活援助のみ</u> <p>※活動内容は訪問介護の範囲内で身体介護と通院等乗降介助は対象外</p> |
| 提供時間 | 設定なし | 1回につき 20分以上 |

| | 介護予防訪問介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|------|--|---|
| 人員基準 | <p>①管理者 常勤専従 1人 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>②サービス提供責任者（有資格者） 利用者 40人毎に 1人以上（常勤専従・管理者と兼務可）一部非常勤可</p> <p>【資格要件：介護福祉士 その他厚生労働大臣が定める者】</p> <p>③訪問介護員等 （介護福祉士等の有資格者） 常勤換算 2.5人以上</p> | <p>①管理者 常勤専従 1人 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>②サービス提供責任者（有資格者） 1人以上（常勤・兼務可）</p> <p>【資格要件：介護福祉士 その他厚生労働大臣が定める者】</p> <p>③訪問介護員等 （介護福祉士等の有資格者、<u>生活支援サポーター</u>）<u>常勤換算 1人以上</u></p> <p>※ <u>生活支援サポーター</u>とは、市の独自研修、修了者</p> |

| | 介護予防訪問介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|--------|---|--|
| 報酬額 | <p>月額包括報酬</p> <p>(Ⅰ) 要支援 1・2、事業対象者で 週 1 回程度 ⇒1,168 単位/月</p> <p>(Ⅱ) 要支援 1・2、事業対象者で 週 2 回程度 ⇒2,335 単位/月</p> <p>(Ⅲ) 要支援 2、事業対象者*で 週 2 回超 ⇒3,704 単位/月</p> <p>事業対象者*：要支援 2 相当 ※各種加算・減算は予防給付と同様</p> | <p>出来高報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 分～45 分未満 190 単位/回 時間延長加算 40 単位/回 ・ 初回加算 200 単位/月 <p>サービス提供は月 5 回まで ※減算は設定しない</p> |
| 利用者負担 | 介護給付の利用者負担割合（1～3割） | 介護給付の利用者負担割合（1～3割） |
| サービス利用 | <p>・ 基準緩和型訪問サービスの併用不可</p> <p>※予防給付における介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の併用不可</p> | <p>・ 介護予防訪問介護相当サービスの併用不可</p> <p>・ 月ごとに原則 1 事業所のみ</p> <p>※予防給付における介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の併用不可</p> |
| 介護予防支援 | ケアマネジメント A | ケアマネジメント B |

留意事項

※指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスと同一事業所において一体的に運営する場合、訪問介護等の人員基準を満たす必要があります。

※指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスと同一事業所において一体的に運営する場合、訪問介護員等が基準緩和型訪問サービスの業務に従事する時間は、「常勤換算で 2.5 以上」の計算に算入することはできません。

※指定訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスと同一事業所において一体的に運営する場合、サービス提供責任者の配置人数については、訪問介護等の対象者のみで基準を満たす必要があります。基準緩和型訪問サービスの利用者は積算には含まれません。

新たな担い手の創出（生活支援サポーター養成研修事業）

訪問型サービスの訪問介護員の資格要件に「市独自研修を修了した者」を定めています。

研修イメージ

- ・ 市が実施する研修の時間数は5日間（講習3日、実習2日）
↓
- ・ 研修修了後、研修修了者へ受入可能な事業所の所在地や連絡先等の情報を案内
↓
- ・ 研修修了証※を持参し、事業所へ面接（※必ずしも雇用を保証するものではない）
↓
- ・ 雇用契約を締結

※研修修了者へ受入可能な事業所の案内をするため、受入が可能な事業所は、別紙受入可能事業所調査票を提出してください。

【基準緩和型 通所サービスの概要】

基準緩和型 通所サービスとは

介護予防通所介護相当サービスの人員・設備・運営の基準から「人員に関する基準」について緩和し、サービス提供できるようにする。

緩和する人員基準①（人員配置基準の緩和）

介護職員の配置基準を緩和することにより、多くの利用者が利用できるようにする。

緩和する人員基準②（人員配置の緩和）

介護予防通所介護相当サービスと一体的に運営することにより、管理者を兼務することが可能となり、実質の人員としては従事者を確保することで、無理なく事業参入・運営を行えるように緩和した人員配置基準とする。

実施の目的

早期に通所介護を利用してもらうことで、フレイル予防（身体的・精神的・社会的機能の低下予防）につながり、健康寿命が長くなるだけでなく慣れた事業所を使うことで、認知機能が低下しても利用者が安心して利用できるようにする。

通所型サービスについて

| | 介護予防通所介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|--------|--|---|
| 目的 | 自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す | 自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指す |
| 運営主体 | 通所介護事業所 | 通所介護事業所 |
| サービス内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練（体操・リハビリ等） ・レクリエーション ・入浴 ・食事 ・送迎 ・健康チェック | <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション ・送迎 ・健康チェック ・（入浴） ・（食事） |
| 入浴 | 任意（加算・減算なし） | <u>原則実施しない。</u> ただし、必要に応じ実施することが可能（加算・減算なし） |
| 食事 | 任意（食材費等を実費徴収可） | <u>原則実施しない。</u> ただし、必要に応じ実施することが可能（食材費等を実費徴収可） |

| | 介護予防通所介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|------|---|---|
| 送迎 | 送迎の実施は必須 ※利用者の希望により送迎の未実施が可能 | 送迎の実施は必須 ※利用者の希望により送迎の未実施が可能 |
| 提供時間 | 原則 3 ～ 9 時間 | 原則 3 時間程度 |
| 提供回数 | ・ 提供回数の限度は定めていないが、一部の利用頻度に応じた報酬を設定 (Ⅰ) 要支援 1、事業対象者は週 1 回程度 (Ⅱ) 要支援 2 は週 2 回程度 | 要支援 1、事業対象者 月 4 回まで 要支援 2 月 8 回まで |
| 人員基準 | ①管理者（資格要件なし） 常勤専従 1 人 ※業務に支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可能 ②生活相談員（有資格者） 常勤 1 人以上 （サービス提供時間を通して配置） ③看護職員（有資格者） 専従 1 人以上 （利用定員 11 人以上の場合） ④介護職員（資格要件なし） 常勤 1 人以上 （常勤換算法で、利用定員 15 人まで 1 人以上、15 人超は 5 人毎に 1 人以上） ⑤機能訓練指導員（有資格者） 1 人以上 | ①管理者（資格要件なし） 常勤専従 1 人 ※業務に支障がない場合は他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務と兼務可能 ②介護職員（資格要件なし） 常勤 1 人以上 （常勤換算法で、利用者 15 人まで 1 人以上、15 人超は 7 人毎に 1 人以上） |

| | 介護予防通所介護相当サービス | 基準緩和型サービス |
|---------|---|--|
| 設備基準 | ・ 食堂兼機能訓練室（3 m ² ×定員）、静養室、相談室、便所、洗面設備、事務室、消火設備 その他の非常災害に必要な設備 | ・ 食堂兼機能訓練室（3 m ² ×定員）、静養室、相談室、便所、洗面設備、事務室、消火設備 その他の非常災害に必要な設備 |
| 報酬額 | 月額包括報酬 （Ⅰ）要支援1、事業対象者 1,647 単位／月 （Ⅱ）要支援2 3,377 単位／月 ※各種加算・減算は予防給付と同様 | <u>出来高報酬</u> 要支援1、2、事業対象者の区別なし 2時間以上3時間未満 360 単位／回 時間延長加算 20 単位／回 片道につき送迎減算 20 単位／回 ※時間延長加算と送迎減算のみでその他加算・ <u>減算はなし</u> 要支援1、事業対象者 月4回まで 要支援2 月8回まで |
| 利用者負担 | 介護給付の利用者負担割合（1～3割） | 介護給付の利用者負担割合（1～3割） |
| サービスの利用 | 基準緩和型 通所サービスの併用不可 ※予防給付における介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の併用不可 | 介護予防通所介護相当サービスの併用不可 ※予防給付における介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防特定施設入所者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の併用不可 |
| 介護予防支援 | ケアマネジメントA | ケアマネジメントB |

留意事項

※指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと同一事業所において一体的に運営する場合、通所介護等の人員基準を満たす必要があります。

※指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと同一事業所において一体的に運営する場合、基準緩和型通所サービスの提供に支障がない範囲で設備は共用できることとします。なお、食堂及び機能訓練室の面積については、3 m²に利用定員を乗じて得た基準を満たす必要があります。

※指定通所介護又は介護予防通所介護相当サービスにおいては、利用定員は各サービス利用者の合算で定め、これとは別に基準緩和型通所サービスについては、当該サービスの利用者のみで定める必要があります。また、設備基準との整合性から、指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスと基準緩和型通所サービスの利用者の合計は、各事業所で設定している定員の範囲内となります。

※指定通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの合計定員が18名以下の場合、基準緩和型サービスの利用定員に関わらず、地域密着型通所介護への移行対象となります。

一体的実施に伴う通所型サービスの具体的な考え方

一体的に実施するとは、曜日や時間帯、活動スペースを区分せず、同一時間帯、同一場所においてサービスを提供することをいいます。

設備

〈例〉 指定通所介護、介護予防通所介護相当サービスの利用定員：20人

基準緩和型通所サービスの利用定員：10人

面積基準・・・90㎡が必要

食堂及び機能訓練室の面積については、3㎡に利用定員を乗じて得た基準を満たす必要があります。

通所介護、介護予防通所
介護相当サービスの定員
 $20 \text{ 人} \times 3 \text{ m}^2 = 60 \text{ m}^2$

基準緩和型通所サービス
定員 $10 \text{ 人} \times 3 \text{ m}^2 = 30 \text{ m}^2$

職員配置

○通所介護等と介護予防通所介護相当サービスを一体的に実施する場合

例) 通所介護の利用者 20 人、介護予防通所介護相当サービスの利用者 7 人の場合

通所介護等 + 介護予防通所介護相当サービス 27 人

15 人まで 1、以降 1 人 0.2 ($12 \text{ 人} \times 0.2 = 2.4$) 介護職員 4 人以上

○介護予防通所介護相当サービスと基準緩和型通所サービスを一体的に実施する場合

例) 介護予防通所介護相当サービスの利用者 20 人、基準緩和型通所サービスの利用者 7 人の場合

通所介護相当サービス 20 人

基準緩和型通所サービス 7 名

15 人まで 1 以降 $1 \text{ 人} \times 0.2 (5 \text{ 人} \times 0.2 = 1) + 7 \text{ 人}$ 毎に 1 人

介護職員 3 人以上

一体的に行う場合、必ずしも場所を分ける必要はありませんが、利用者の処遇に影響がないよう配慮する必要があります。

各基準の詳細について

人員・設備・運営に関する基準

- ・つくば市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業を行う事業者の指定の基準に関する要綱
- ・つくば市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業を行う事業者の指定の基準に関する要綱